

令和6年度 前期
三条市立大学 科目等履修生 出願要項

科目等履修生制度とは、受講科目の履修に対し、三条市立大学生と同様の手続きで単位が取得できる制度です。

三条市立大学では、地域の皆様に広く学習の機会を提供するため、特定の授業科目について、選考の上、科目等履修生として受講を許可し、単位を認定することができます。

目次

1 履修期間	2
2 出願資格	2
3 入学検定料	2
4 出願書類	3
5 出願期間	4
6 出願方法	4
7 出願書類提出先	4
8 選考方法	4
9 履修許可の発表	4
10 入学手続	4
11 入学にかかる経費	4
12 願書等の入手方法	5
13 履修が可能な科目	5
14 障がい等のある入学志願者との事前相談	5
15 成績判定について	5
16 その他	5
17 問合せ先	5

1 履修期間

前期 令和6年4月から8月末まで

2 出願資格

三条市立大学において特定の授業科目を履修することを希望するものであって、次の各号のいずれかに該当する者、又は入学日において該当する見込みの者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及びこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規定(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達する者

※上記(8)に該当する場合は、事前に本学の個別の出願資格審査を受ける必要がありますので、令和6年2月2日(金)までに三条市立大学 Academic Affairs Unit(電話 0256-47-5120)へ問い合わせてください。

3 入学検定料

9,800円

(注 1)専用入学検定料振込依頼書を使用し、必ず金融機関(ゆうちょ銀行は除く)の窓口で振り込んでください。注意事項をよく読み、ATMやインターネットバンキングから振り込まないでください。

(注 2) 払込後、受け取った「入学検定料振込金受取書」の金融機関収納印の押印を確認のうえ、所定の欄に貼付してください。

(注 3) 「振込済証明書」は入学志願者が保管するものです。貼り間違えないようにしてください。

(注 4) 一旦納入した入学検定料は返還できません。

4 出願書類

	出願に必要な書類	注意事項等
1	入学志願票	黒色のボールペン又は、パソコン等で必要事項をきれいに記入してください。出願3か月以内に撮影した正面上半身脱帽・無背景で、縦4cm×横3cmの写真を貼付してください。
2	入学検定料振込済証明書	「3 入学検定料」に示した注意点を踏まえて提出してください。
3	履修希望科目申請票	科目名の誤記入に注意してください。
4	履歴書	該当事項をきれいに記入してください。学歴は高等学校入学からご記入ください。
5	最終出身学校の卒業(修了)証明書又は入学資格を証明する書類	出身学校所定の原本を提出してください。卒業・修了後改姓した者は、戸籍抄本を添付してください。出身学校の事情により卒業証明書が得られない場合は、卒業証書のコピーでも可とします。
6	返信用封筒	角形2号封筒に志願者の郵便番号、住所、氏名を明記のこと。
7	460円分の切手	手続きに関する書類の郵送料となります。

※ 事情により卒業証明書が得られない場合を除き、出願書類は原本を提出してください。

※ 出願資格審査で、一度提出している書類については、出願時に再度提出する必要はありません。

5 出願期間

令和6年2月12日(月)～2月16日(金)

6 出願方法

郵送又は持参により出願書類を持参してください。郵送する場合は、期限最終日17時必着とします。必ず簡易書留で郵送してください。持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までが受付時間となっています。

7 出願書類提出先

三条市立大学 Academic Affairs Unit

〒955-0091 新潟県三条市上須頃 5002 番地5

8 選考方法

書類を受理後、履修希望科目の担当教員等において書類審査により選考を行います。なお、受講者希望多数の場合、教室事情等により履修が許可できない場合があります。

9 履修許可の発表

履修を許可された方には、履修許可通知書及び入学手続に必要な書類に関する通知を、不許可の方には不許可通知書をそれぞれ送付します。履修許可に関する電話等での問い合わせには一切応じません。令和6年3月15日(金)になっても書類が到着しない場合は、三条市立大学 Academic Affairs Unit(電話 0256-47-5120)にお問い合わせください。

10 入学手続

履修を許可された者は、郵送又は持参により入学手続書類を提出してください。令和6年3月22日(金)の17時必着とします。必ず簡易書留で郵送してください。持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までが受付時間となっています。手続期間内に手続を完了しない場合は、辞退者として取り扱います。

11 入学にかかる経費

(1) 入学金: 28,200 円

※一旦納入した入学金は、どのような理由があっても返還できません。

(2) 授業料: 別紙をご参照ください。

12 願書等の入手方法

出願書類は三条市立大学公式Webサイト(<https://www.sanjo-u.ac.jp/learn/auditor/>)からダウンロードしてください。

13 履修が可能な科目

授業概要はシラバス検索(https://portal.sanjo-u.ac.jp/aa_web/syllabus/se0010.aspx?me=EU&opi=mt0010)で調べることができます。履修可否を担当教員に確認しますので希望する科目をお知らせください。

14 障がい等のある入学志願者との事前相談

障がい等のある方で修学上の配慮を必要とする可能性がある場合は、令和6年2月2日(金)までに、三条市立大学 Academic Affairs Unit に必ず相談してください。

15 成績判定について

科目等履修生は、履修した科目の試験を受け合格した場合には、当該履修科目について所定の単位が認定され、成績証明書が交付されます。

16 その他

- 出願にあたって必要な氏名、住所その他の個人情報は、科目等履修生としての学籍管理及び関連業務を行うために利用し、他の目的では使用しません。
- 出願書類に虚偽又は不正等が判明した場合には、入学許可後であってもこれを取り消すことがあります。
- 科目等履修生には、通学証明書や学割証は発行しません。
- 履修科目の変更は認められません。
- 任意で学生教育研究災害傷害保険に加入することができます。希望者は入学後に Academic Affairs Unit まで問い合わせください。

17 問合せ先

三条市立大学 Academic Affairs Unit
〒955-0091 新潟県三条市上須頃 5002 番地5
TEL 0256-47-5120
E-mail gakumu@sanjo-u.ac.jp